

新型コロナウイルス感染症患者の療養期間の見直しへの対応について（変更）

先日、令和4年9月13日付けで、新型コロナウイルス感染症患者の療養期間の見直しへの対応につきましてお知らせしたところですが、国の「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十八報）」の発出を受け、次のとおり取り扱いを変更するとの通知が富山市より届きました。よって、当園も富山市に準じ、同じように取扱いすることをお知らせします。

記

1 感染児童への対応

児童の状況

対 応

有症状者

<変更有り>

発症日を「0日」として、7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過している場合、8日目から受入れ可能とする。

（登園にあたって、マスクの着用は一律には求めません。保護者の意向にあわせた着用をお願いします。また、10日が経過するまでの間は、基本的な感染症対策としてこまめな手洗い、消毒などの基本的対策の徹底に加え、効果的な換気を実施します。また、園児の状況などに応じて行事等の実施を検討し、感染を広げない形での保育をすすめていきます。）

無症状者

<変更なし>

検体採取日を「0日」として、7日を経過した場合、8日目から受入れ可能とする。

以上